

八王子市障害者地域自立支援協議会設置要綱

平成23年3月24日施行

平成24年4月1日改正

平成25年4月1日改正

平成25年8月26日改正

平成26年4月1日改正

平成30年4月1日改正

令和7年4月1日改定

(目的及び設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3の規定に基づき、誰もが、障害の有無、年齢、性別を問わず、地域社会でともに支えあい、安心して暮らせるまちづくりを目指し、保健、医療、福祉、教育、労働などの分野で様々な人や機関と連携し、相談支援体制の充実などを図り、本人の意向に基づいた必要な支援を受け、生涯すべての場面において、自立した日常生活を営むことができる社会を構築するための協議の場として、八王子市障害者地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 相談支援事業の運営等に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (4) 地域における社会資源の開発、改善に関すること。
- (5) 障害者計画及び障害福祉計画の進行管理、評価等に関すること。
- (6) 八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(令和3年八王子市条例第73号)第245条第6項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等に係る要望、助言等に関すること。
- (7) その他協議会が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員27人以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市指定相談支援事業者
- (3) 基幹相談支援センター
- (4) 障害者支援機関
- (5) 障害者団体の代表者

- (6) 障害当事者
 - (7) 保健医療関係者
 - (8) 教育関係者
 - (9) 社会福祉関係機関
 - (10) 町会・自治会、産業経済の代表
 - (11) 公募市民
- 2 協議会の下に運営会議及び必要に応じて部会等を置くことができる。
- 3 協議会等の運営に関し必要な事項は、別途要領により定める。

(謝礼)

第4条 協議会の出席者には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(守秘義務)

第5条 協議会、運営会議等に参加した者は、協議・運営上知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第6条 協議会の円滑な運営を図るため、福祉部障害者福祉課に事務局を置き、協議会の庶務は事務局において処理する。

附 則

この要綱は、平成23年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。